

# 令和5年度 介護保険施設等に係る運営指導等の 実施状況等について

富山市指導監査課

# 富山市の介護保険施設等に係る運営指導等の指導周期

- ▶ 社会福祉法人 原則として3年に1回
- ▶ 介護保険施設等 原則として3年に1回
- ▶ 介護サービス事業所等 原則として5年に1回（社会福祉法人が運営するものは3年に1回）

※ 新規事業所は指定から1年を目安に実施します。

※ 過去の運営指導等における指導状況によっては、上記の指導周期よりも短い周期で実施することがあります。

# 令和5年度運営指導等の実施状況

令和6年3月1日現在

区 分	計画数	実施数
社会福祉法人	5	7
介護保険施設等	25	27
介護サービス事業所等	273	235
合計	303	269

令和5年度実施事業（介護予防事業含む）：

【介護保険施設等】介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【介護サービス事業所等】訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、居宅介護支援

# サービスの質の確保と保険給付の適正化 に向け特に留意していただきたい事項 (令和5年度運営指導等による主な指摘・指導事項から抜粋)

サービスの質の確保と保険給付の適正化のため留意していただきたい事項については、厚生労働省ホームページに掲載されている「介護保険施設等運営指導マニュアル」別添1～3を活用し確認してください。

【サービスの質の確保】⇒別添1「確認項目及び確認文書」

【保険給付の適正化】⇒別添2「各種加算等自己点検シート」  
別添3「各種加算・減算適用要件等一覧」

〈厚生労働省：介護保険施設等運営指導マニュアルについて〉

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/shidou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/shidou/index.html)

なお、令和6年度は3年に一度の大きな報酬改定の年度であり、令和6年3月1日時点で厚生労働省ホームページに報酬改定の内容を反映した自己点検シート等は掲載されておりません。各事業所（施設）において随時確認してください。

※この資料において示す事例及び解説は、令和5年度までに  
行った運営指導による指摘・指導事項例です。  
令和6年度の制度改正・報酬改定の内容を基にした指摘・  
指導事項ではありませんので、ご注意ください。

# I 人員に関する事項

# I 人員に関する事項

## ▶ 人員配置基準の遵守について（勤務体制の確保）

従業者が必要数確保され、適正に配置されているか確認できるよう、また、加算等の要件を満たしているか確認できるよう、勤務（予定）表は、事業所（施設）ごとに月ごとに作成し、管理者を含めた当該事業に関わる従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、他の職種との兼務関係を明確にしたものとしてください。

※事業によっては、常勤換算方法による従業者の数や前年度の利用者数の平均値等の把握が必要となります。

◎従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の参考様式について、WAMNET内に掲載されています。

〈WAMNET：介護保険最新情報vol.876〉

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>

## Ⅱ 運営に関する事項

## Ⅱ 運営に関する事項

### ▶ 身体拘束等の廃止について（1 / 2）

事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければいけません。（令和5年度時点では居住系、施設系サービス※が対象）

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③ 介護職員その他従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）実施するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化のための研修を実施すること。

\* 身体的拘束等の実施の有無にかかわらず、上記すべての措置を講じてください。

※居住系、施設系サービス：（地域密着型）特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

## Ⅱ 運営に関する事項

### ▶ 身体拘束等の廃止について（2 / 2）

身体拘束は原則禁止されていますが、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、「切迫性」「非代替性」「一時性」について十分に検討し、記録してください。また、身体的拘束等に関して、その態様及び時間、その際の利用者（又は入所者）の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録してください。

身体拘束等の禁止について（1 / 2）及び（2 / 2）に記載の運営基準を満たしていない場合は、身体拘束廃止未実施減算が適用されます。  
（令和5年度時点では居住系、施設系サービスが対象）

**身体拘束廃止未実施減算：**事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者及び入居者全員について所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算

※令和6年度以降は対象サービス等の拡大が予定されているため、留意してください。

# Ⅲ 報酬に関する事項

## Ⅲ 報酬に関する事項

### ▶ 加算の算定について

加算は、各サービスの基本の報酬算定における運営基準や人員の配置基準よりも厳しい要件を満たした上で、基本となるサービスよりも手厚いサービスを利用者に提供したこと等が評価されて、請求が可能となる報酬です。そのため、各種加算の算定要件を満たしている事実を確認できるように記録を残しておく必要があります。しかしながら、運営指導において、加算の算定要件を満たしていることについて確認できる記録を残していない事例や、加算の算定要件の理解に誤りがあったため要件を満たしていなかった事例が見受けられます。

加算を算定する場合は、加算に関する法令や通知等をよく確認した上で、加算の算定要件を満たしていることが確認できるように記録を残してください。

また、令和6年度報酬改定により要件等が変更され、今までは加算を算定することが可能な状況であっても改正後に加算が算定できなくなったり、減算に当たらなかったものが改正により減算対象となったりすることがあるため、令和6年度報酬改定の内容には特に留意してください。

## Ⅲ 報酬に関する事項

### ▶ 加算等の要件の確認について

厚生労働省ホームページに掲載されている「介護保険施設等運営指導マニュアルについて」別添2「各種加算等自己点検シート」及び別添3「各種加算・減算適用要件等一覧」を用いて、加算等の要件を満たしているか、定期的に自己点検を行ってください。勤務体制を変更した場合は、必ず自己点検を行ってください。

※自己点検シート等の掲載場所については、本資料4ページを参照してください。

# その他留意事項

富山市指導監査課

## その他留意事項

- ▶ 指定基準や報酬請求要件を正しく理解するため、指定基準、解釈通知、報酬告示、留意事項通知、介護サービスに関するQ & A等を確認してください。

※各出版社から発行されている指定基準等の解釈に関する書籍等や、WAMNET内に介護サービスに関するQ & Aの検索システムがありますので、活用してください。なお、令和6年度は制度改正・報酬改定の年度であるため、変更点等に注意し、適正な事業運営に努めてください。

- ▶ 運営指導等の流れや留意事項等については、富山県厚生部高齢福祉課と連名で掲載している集団指導資料を精読してください。
- ▶ これまでの運営指導における主な指摘・指導事項及び留意事項については、令和6年4月末を目途に富山市ホームページに掲載予定ですので、ご確認ください。